

新たに規約改正が行われるまで、規約は配布いたしませんので、
本誌の保管をお願いいたします。

昭和47年4月実施（初版）

2026年3月改正（第28版）

P T A 規 約

第 1 章 名 称

第1条 本会は、摂津市立別府小学校PTAと称し、事務所を同小学校内におきます。

第 2 章 目 的

第2条 本会は、教育環境の整備充実を図るとともに、会員相互の連携を深め、児童福祉の増進と
明るい民主教育の推進に協力することを目的とします。

第 3 章 会 員

第3条 本会の会員は次の通りです。
摂津市立別府小学校の児童の保護者および同小学校の教職員。

第 4 章 会 計

第4条 本会の経費は会費、事業収入金および自発的な寄付金でまかさないます。

第5条

1項 本会の会費は一家庭につき月額300円とし、6月に（3,600円を）まとめてPTA指定
の口座へ納めます。

2項 途中入会の場合は、入会届の提出後、指定期日までに入金を確認できた時点で入会成立
とし、会費は入会届を定提出した月から月額300円を乗じて算出するものとする。

第6条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

第 5 章 機 関

- 第 7 条 本会に次の機関をおきます。総会、役員会、会計監査。
- 第 8 条 総会は本会の最高議決機関であって、役員承認、本規約の改廃、決算承認を行います。予算案は 6 月に書面表決書で承認を行います。総会は会員により構成し、その 5 分の 1 以上の出席（委任状を含む）により成立します。総会での議決は出席者（委任状を含む）の多数決としますが、本規約の改廃に限っては出席者（委任状を含む）の 3 分の 2 以上の多数決を必要とします。総会は毎年度、3 月に開催しますが、実行委員会が必要と認めた場合、および会員の 5 分の 1 以上の要求があった場合には臨時総会を開くことができます。予算案は 6 月に配布します。
- 第 9 条 実行委員会は役員会、学校長、教頭および教職員代表で構成し、総会に次ぐ議決および執行機関であって、本会の企画・運営および規定の制定・改定を行い、規約に疑義が生じた時はこの場で審議し、定めることにより解決を図ります。実行委員会は委員の過半数の出席により成立し、議決は 3/4 以上の賛成とします。
- 第 10 条 役員会は次の役職の役員で構成し、選出に関しては別に規定を定めます。会長 1 名、副会長 1 名、書記 2 名、広報 1 名、会計 1 名、市 P*担当 1 名。市 P 担当は市 P において役員、顧問または特別選出委員のいずれかに該当、あるいは年度内に就任が予定される者で、他の役職と兼務することができます。会長は市 P 担当以外の役職とは兼務できません。会長以外の役職は事情により年度毎に定数を増減できます。また、少数の場合は無しにすることができます。その総数は 1 名以上 12 名以下とします。但し、定員が 0 名の場合、活動の休止となります。
(※市 P：摂津市 P T A 協議会の略称)
- 第 11 条 本会が一度休止し、再び活動を再開させる場合、学校長にその旨を伝え、実行委員会を設立することができます。
- 第 12 条 役員任期は 1 年とします。但し、引き続き再選することができます。欠員が生じた場合は、必要により会員内より補充するものとし、会長または学校長が発議し、実行委員会での多数決をもって承認とします。但し、任期は前任者の残任期間とします。
- 第 13 条 役員任務は次の通りです。
会 長：本会を代表し、会務を総理します。
副会長：会長を補佐し、会長に事故あるとき、または不在のときは代理を務めます。
書 記：本会の議事ならびに活動状況を記録し、各種会合の通知をします。
広 報：本会の活動状況をホームページに掲載します。

会 計：本会の収入、支出を正確に処理し、定期総会において報告します。

相談役：五役および各委員会を補佐します。

市P担当：本会と市Pとの緊密な連絡と協調を保ち、必要に応じ重要案件等を市Pに付託し、また市Pからの案件を本会で五役および各委員とともに処理します。

但し、役員が少数構成の場合、実行できない任務が発生しても、会員は容認するものとします。

- 第14条 本会は、総会の承認により会員外から顧問を若干名おくことができます。
顧問は本会の役員経験者または教育福祉に造詣の深い者とし、会務の重要事項について会長の諮問に応じます。
総会において、会長が発議し承認を得ることで委嘱され、任期は1年とします。
- 第15条 会計監査は本会の会計を会員に代わって監査し、定期総会において報告します。
会計監査は選出委員会が会員中より1名を選出し、本人の同意を得て総会で出席者の多数決で決定します。
任期は1年とします。

第 6 章 個人情報保護

- 第16条 所定のルールに基づき、全会員の個人情報の取り扱いに厳重に注意する。
- 第17条 会員は氏名が変わった場合、届け出ること。

第 7 章 入退会について

- 第18条 入会后、卒業まで自動更新とします。
- 第19条 年度途中の入会は随時可能。
但し、会員特典の一部を受けられない事を了承するものとする。
- 第20条 転校する場合は『退会届』を提出すること。
(再び転入される場合は再入会できることとします。)
- 第21条 退会は、4月中に『退会届』に記入しPTA本部で受理された時点で退会とします。
(※転校生は月割りとします。)

第 8 章 附 則

第 2 2 条 本規約は 2026 年 4 月 1 日に施行します。